

産業カウンセラー養成講座に係る会員等協力制度について

- 1 目的：養成講座受講者を増やし、産業カウンセラー養成講座事業の推進を図るために実施するものです。
- 2 適用対象：中部支部会員及び産業カウンセラー養成講座修了者。ただし、中部支部の運営幹部を除きます。
- 3 ご協力へのお礼（会員）

会員の方が産業カウンセラー養成講座受講者を紹介し、紹介された方が養成講座に入講した時は、受講者の方 1 名につき次に掲げるもののうち一つをご協力へのお礼として進呈します。

 - ① 3,000 円分の図書カード
 - ② 中部支部主催の会員研修割引券（5,000 円相当）
 - ③ 中部支部相談室で行うカウンセリング割引券（5,000 円相当）
- 4 ご協力へのお礼（養成講座修了者）

養成講座修了者の方が産業カウンセラー養成講座受講者を紹介し、紹介された方が養成講座に入講した時は、受講者の方 1 名につき次に掲げるもののうち一つをご協力へのお礼として進呈します。

 - ① 2,000 円分の図書カード
 - ② 中部支部相談室で行うカウンセリング割引券（3,000 円相当）
- 5 3 及び 4 の割引券の有効期間は、割引券発行日から 2 年間とします。
- 6 申請手続：受講者紹介にご協力いただいた方は、別添様式により中部支部事務局あてに郵送または FAX にて申請書をお送りくださるようお願いします。

産業カウンセラー養成講座開講後に事務局よりご協力いただいた方が選択したものを進呈いたします。